

事業譲渡に関する基本合意書

株式会社福邦銀行

春江信用組合

事業譲渡に関する基本合意書

株式会社福邦銀行（以下「甲」という）及び春江信用組合（以下「乙」という）は、乙から甲への事業譲渡（以下「本件事業譲渡」という）に関し、以下のとおり基本合意する。

第1条（事業譲渡）

- 1 甲乙は、平成13年9月末までを目処に、本件事業譲渡に関する契約（以下「本契約」という）を締結することに合意した。
- 2 事業譲渡日については、甲乙協議の上決定する。

第2条（譲受け条件）

本契約を締結する場合において、甲が乙から譲り受ける資産、再雇用する人員及び引継店舗については、甲乙協議の上決定する。その際、貸出金等与信性資産の譲受けについては、善意かつ健全な債務者の保護の趣旨に反しないものとする。

第3条（負債及び付随業務の引受け）

甲は、乙の事業譲渡日時点における預金（雑益処理済の睡眠預金を含む）及び営業上発生している負債並びに同日現在における付随業務をそれぞれ全て引継ぐものとする。

第4条（訴訟案件の引継ぎ）

訴訟案件の引継ぎについては、甲乙協議の上決定する。

第5条（後発事象等の調整）

後発事象等の調整については、甲乙協議の上決定する。

第6条（資金援助）

甲は、乙の事業を譲り受ける前提として、本合意書及び預金保険法その他関係法令に基づき認められる範囲で、預金保険機構に対し、預金保険法第59条に基づく資金援助を申し込むこととする。なお、資金援助申請については、甲乙協力して行うこととする。

第7条（調査）

- 1 乙は、本合意書締結後、甲又は甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
- 2 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲乙協議の上決定する。
- 3 乙は、前2項に基づく調査につき乙が可能と認める範囲で協力する。

第8条（費用負担）

事業譲渡に関して各々の当事者が要した費用の負担については、甲乙協議の上決定する。ただし、第7条に定める費用はすべて甲の負担とする。

第9条（守秘義務）

甲は乙から提供される一切の情報及び本件事業譲渡検討の事実については、平成13年7月9日付守秘義務協定書に基づき対応する。

第10条（解除事項）

- 1 理由の如何を問わず第1条に定める期限内に本契約が締結できなかった場合は、甲乙は、その後の対応について誠実に協議を行い、その協議が整わないときは、甲乙は本合意を解除できる。
- 2 前項により、本合意が解除された場合、互いに解除に伴う損害賠償その他の金銭的請求権を有しない。

第11条（規定外事項の協議）

甲乙は、本合意書に定めのない事項若しくは本合意書の解釈に関して疑義が生じた場合については、甲乙間で取り交わした本合意書の趣旨並びに信義誠実の原則に従い甲乙協議の上決定する。

以上の合意を証するために本書面を作成し、甲乙が署名又は記名のうえ捺印し、各一通を保有する。

平成13年9月4日

甲 福井県福井市順化1丁目6番9号

株式会社福邦銀行

頭 取 三 田 村 俊 文



乙 福井県坂井郡春江町馬国中區3番地7

春江信用組合

金融整理管財人 小 酒 井 好 信



金融整理管財人 油 田 敏

